

## 箕面有料道路通行料金助成制度

### ～よくあるご質問～

Q1 ○対象期間中に止々呂美・箕面森町に転入してきた場合は申請可能ですか？

A1 ○転入日～12月31日までの利用分について申請可能です。  
※令和8年分の対象期間は、令和8年7月1日～12月31日です。

Q2 ○対象期間中に他市に転出した場合は申請可能ですか？

A2 ○1月1日～転出する前日までの利用分について申請可能です。  
※令和8年分の対象期間は、令和8年7月1日～12月31日です。  
※申請の際、申請時において住民登録がある自治体が発行する住民票が必要となります。

Q3 ○ETC車載器が壊れて、ETCカードを窓口で手渡しして通行した場合は対象となりますか？

A3 ○手渡しで通行した場合でも助成の対象です。  
○ETC利用照会サービスの利用明細検索にて、走行区分欄の「全て」を選ぶと車載器利用と手渡し利用の利用明細を発行できます。

Q4 ○電子申請フォームはどこから入れますか？

A4 ○申請が開始する令和9年1月1日に市のHP(下記URL)に申請用URLを掲載します。  
[https://www.city.minoh.lg.jp/koutuu/minohyuuryoudouro\\_jyosei.html#sinsei](https://www.city.minoh.lg.jp/koutuu/minohyuuryoudouro_jyosei.html#sinsei)

Q5 ○助成金の振込口座は誰の口座でも問題ないですか？

A5 ○助成金の振込口座は原則「世帯主(申請者)本人名義の口座」です。

Q6 ○世帯主が単身赴任等で箕面市にいない場合はどうしたらいいですか？

A6 ○箕面市の住所の世帯主が申請してください。  
○世帯主が単身赴任しているかたであれば、そのかたに申請していただく必要があります。

Q7 ○車を買換えた場合やレンタカーを利用した場合は対象となりますか？

A7 ○使用するETCカードが本人名義であれば、車両が変わったりレンタカーを利用しても助成の対象となります。

Q8 ○ETC利用照会サービスに登録していない場合、申請できませんか？

A8 ○申請にはご自身でETC利用照会サービスから発行した利用明細のご提出が必要となりますので、登録は必須です。

Q9 ○ETC利用明細はどこから発行できますか？

A9 ○ETC利用照会サービスのホームページ(下記URL)から発行できます。  
<https://www.etc-meisai.jp/>

Q10 ○世帯の上限回数を超えた場合はどうなりますか？

A10 ○上限を超えた分は助成の対象外となります。

Q11 ○軽自動車と普通車で助成金額は変わりますか？

A11 ○車種区分によって助成額は変わりません。  
○助成額は一律で1回の通行に対して100円です。

Q12 ○いつ振り込まれますか。振込のお知らせは郵送されますか？

A12 ○年度内のお振込みを予定していますが、申請内容の審査及び助成金の振込に時間を要する場合がございますので予めご了承ください。  
○なお、助成金の振込をもって決定通知に代えさせていただきますので、振り込みのお知らせや決定通知は送付しません。

Q13 ○バイクは対象となりますか？

A13 ○対象車種区分のうち、「軽自動車等」に自動二輪も含まれるため、対象です。

Q14 ○法人名義のETCカードは対象となりますか？

A14 ○北部地域にお住まいのかたへ交通費の負担を軽減するための制度ですので、法人名義のETCカードは対象外です。

Q15 ○障がい者割引との併用は可能ですか？

A15 ○当制度と障がい者割引との併用は可能です。

Q16 ○止々呂美・箕面森町に住んでいるが、住民票は市外にある場合は対象となりますか？

A16 ○止々呂美・箕面森町に住民登録がないかたは助成の対象外です。

Q17 ○対象期間中に死亡した人の分を申請することは可能ですか？

A17 ○助成対象者の条件に該当していれば、死亡したかたの分も申請可能です。  
○ただし、ETC利用照会サービスで発行する利用明細はご本人のユーザーIDやパスワードが必要となりますので、亡くなられたかたのIDでのログイン方法等はETC利用照会サービス(下記URL)にお問い合わせください。  
<https://www.etc-meisai.jp/>

Q18 ○対象期間の途中で世帯主が変わった(死亡、転出等)場合、申請は誰がすることになりますか？

A18 ○申請は毎年1月1日時点の世帯主のかたが行ってください。  
(例1)10月1日に現世帯主(夫)が死亡がした場合、翌1月1日時点の世帯主(妻や息子など)が死亡した夫の分まで申請します。  
(例2)10月1日に現世帯主(夫)が単身赴任のために転出した場合、翌1月1日時点の世帯主(妻や息子など)はその世帯分のみを申請します。  
転出した夫は、転出先で世帯主となるため、自分の分のみをご自身で申請します。  
(例3)10月1日に現世帯主(夫)が死亡し、妻や息子が別世帯に世帯合併し、他の世帯主の世帯員となった場合は、元世帯主の分は請求することができません。

Q19

○対象期間の途中で子供が世帯から抜けた場合、子供の分は誰が申請しますか？

A19

○世帯から抜けたかたについて、そのかたが新しく世帯主となる場合はご自身で申請をお願いします。

(例1)世帯主(父)、母、息子の世帯のうち、息子が一人暮らしを始めた場合、息子が新しく世帯主となるため自身で申請します。

(例2)世帯主(父)、母、息子の世帯のうち、息子が結婚して新しい世帯に入り、世帯主が妻の場合、新しい世帯主(妻)が申請します。

Q20

○1月1日以降、申請する前に世帯主が死亡した場合は誰が申請しますか？

A20

同一世帯を継続する場合

○世帯主の変更により新たに世帯主となったかたが申請を行ってください。

(妻や息子が別世帯の世帯員となるなど)別世帯に世帯合併する場合

○本来の申請者(世帯主)が属していた世帯の新たな世帯主のみが申請できるため、対象外となります。

Q21

○家族名義のETCカードで通行している場合、申請できますか？

A21

○ETCカードは券面に記載されている名義人本人しか使用できません。家族であっても貸し借りをすることは、発行元のカード発行会社の規約で禁止されています。適切な利用を行っていただくようお願いします。

Q22

○複数のETCカード(本人名義)を使い分けている場合や年の途中で新しいカードに更新した場合はどのように申請したらよいですか？

A22

○それぞれのETCカードに紐づいて発行される利用明細を提出してください。あわせてETCカードの写しも枚数分提出してください。

○申請にはETCカードの写しの提出が必要となるため、特にカードを更新される際や新しいカードに切り替えられる際はご注意ください。